住めば 愉快だ 宇都宮

調がさんちの令和した。

1 1018950

ゴマ七味

第29回「消費生活で、少しでも不安があったら消費生活センターへ」作画























本市では、消費生活における被害の未然防止や安全の確保のため、悪質商法・契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務についての相談などを受け付けています。消費生活で、少しでも不安なことがあれば、すぐに消費生活センターへご相談ください。

■特殊詐欺擊退機器購入費補助事業

1018845

- ▼内容 防犯機能付き電話機など(特殊詐欺撃退機器) の購入費用の一部を補助。
- ▼対象 市内在住の65歳以上の人。
- ▼補助金額 購入費用の4分の3(最大1万円)。
- ▼その他 支給条件など、詳しくは、市団をご覧になるか、 消費生活センター☎(616)1561へ。

■消費生活センター

1004907

- ▼電話相談受付時間 午前9時~午後5時30分(土・日曜日、祝休日は午後4時30分まで)。
- ▼相談専用電話番号 ☎(616)1547。
- ▼その他 詳しくは、46ページをご覧ください。

■成年年齢が18歳に引き下げられます

1027179

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳になります。18歳(成年)になると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。

契約をする際は、細心の注意を払い、慎重に契約をすることが大切です。市・町では、若者に多い消費者トラブルなどを紹介していますので、ご覧ください。